

国民年金保険料の前納割引について

国民年金保険料をまとめて前払い（前納）されると、保険料が割引になります。口座振替を利用することで、お得に納付できます。

※口座振替の前納をご希望の際は、下記の申込期限までに最寄りの年金事務所までご相談ください。

申込期限 2月29日（木） 連絡先：新庄年金事務所 0233-22-2050

下記の表は令和5年度の保険料額になります。金額は年度単位で変更があります。

納付書で通常にお支払いした場合

1ヶ月分	半年分	1年分	2年分
16,520円	99,120円	198,240円	402,000円

前納の場合

納付方法	1ヶ月分	半年分	1年分	2年分
納付書での前納 【割引額】		98,310円 【810円】	194,720円 【3,520円】	387,170円 【14,830円】
口座振替での前納 【割引額】	16,470円 【50円】	97,990円 【1,130円】	194,090円 【4,150円】	385,900円 【16,100円】

宝くじの助成金で除雪機と倉庫を整備 (立小路自治会)



立小路自治会では、宝くじの社会貢献広報事業として一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業により、除雪機と保管する倉庫の整備を行ないました。

同自治会では、冬季間ボランティアの除雪隊により集落内で助け合いながら除雪困難家庭や空き家の除雪を行っていましたが、集落の人口減少と高齢化に伴い人手不足となり除雪作業が大変負担となっていました。今回の整備により作業負担は大幅に軽減され、降雪時においても安心して生活を送ることができ、地域間の連帯意識の高揚が期待されます。



- ◇事業主体 立小路自治会
- ◇助成額 250万円
- ◇事業期間 令和5年4月1日～令和5年12月2日
- ◇事業内容 立小路集落内で使用する除雪機と倉庫の整備

○お問い合わせ
総務企画課 まちづくり推進室 ☎43-2261

住民税(町・県民税)の申告と所得税の確定申告のお知らせ

住民税の申告と所得税確定申告の相談を集落ごとに行ないます。所得控除や住宅ローン控除を受けようとする方は、申告することにより源泉徴収された所得税から、還付を受けられる場合があります。

◇相談期間 **2月9日(金)～3月14日(木)**

◇受付時間 【午前の部】8時30分～11時
【午後の部】1時～3時

◇相談会場 役場3階 大会議室

◇お問い合わせ 町民税務課 ☎43-2014 (直通)

申告に必要な書類

①共通書類

- 申告する方の令和5年中の収入がわかる書類
(源泉徴収票の原本や賃金支払明細書等)
- 社会保険料の支払領収書
- 生保・地震保険、旧長期損保等の令和5年中の支払い証明書
(生命保険等の控除をする方)
- 医療費明細書または領収書を医療機関ごとに整理し、合計金額を明記したもの
(医療費控除をする方)
- 障害者手帳、障害者控除対象者認定書
(障害者控除をする方)
- 申告する方の印鑑及び通帳等
- 確定申告のお知らせはがき

②自営業や農業などの事業所得のある方 (①以外の必要書類)

- 収支内訳書
帳簿や領収書などを基にした、令和5年中の収入金額(売上金額や工事代金等)と、その収入を得るために要した経費について整理したもの

※農業・自営業・不動産貸付業を行なっている全ての方は、『記帳と帳簿等の保存』が必要になりました。町民税務課窓口に、各事業における「収支内訳書作成の手引き」を用意していますので、ぜひご利用ください。

集落別申告相談の日程

日にち	曜日	午前	午後
2月9日	金	赤倉3	赤倉2
2月13日	火	赤倉1	一刎・明神
2月14日	水	堺田・松根	万騎の原・笹森
2月15日	木	新田1	新田2
2月16日	金	十日町	前森1・向町5
2月19日	月	向町1・向町2	向町3・向町4
2月20日	火	立小路	下小路
2月21日	水	前森2・前森3	萱場
2月22日	木	向町6	向町7・向町8
2月26日	月	豊田	沢原
2月27日	火	本城2	本城1
2月28日	水	東法田	
2月29日	木	満沢1	満沢2
3月1日	金	下白川	野頭
3月4日	月	黒沢	
3月5日	火	若宮	
3月6日	水	月橋1	月橋2
3月7日	木	法田中	法田下
3月8日	金	白川端	瀬見1・瀬見2
3月11日	月	大堀	
3月12日	火	鵜杉	
3月13日	水	清水町	志茂
3月14日	木	上鵜杉	横川

新庄税務署で確定申告を行なう方へ

令和5年分の確定申告は、2月16日より申告相談をお受けします。また、会場の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。整理券は会場での当日配付と、LINEによる事前発行があります。また、スマートフォンとマイナンバーカードによる自宅からのスマホ申告をお勧めしています。

- 場所 新庄税務署
(〒996-0001 新庄市五日町字宮内 241)
- 期間 令和6年2月16日(金)～3月15日(金)
《土、日、祝日を除く》
- 時間 午前9時～午後4時
- 問い合わせ 新庄税務署 個人課税部門
☎22-5113